

平成31年第2回広尾町議会臨時会 第1号

平成31年4月1日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第33号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の認可について

○追加議事日程

- 1 国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告

○出席議員（12名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	11番 旗 手 恵 子
12番 浜 頭 勝	13番 堀 田 成 郎

○欠席議員（1名）

10番 小 田 雅 二

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 大
健康管理センター長	村 上 洋 子
農 林 課 長	平 浩 則

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長 菅 原 康 博

○出席事務局職員

事	務	局	長	道	淳	一
事	務	局	次	保	坂	也
総	務	係	主	西	村	萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、平成31年第2回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
議員の出欠であります。10番、小田^{おだ}雅二議員より欠席の届け出があります。
本臨時会には、町長から議案1件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申し出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、9番、小田^{こだ}英勝議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申し出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 年度初めの大変お忙しい中、第2回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
1点目の消防職員の不祥事についてであります。
本町の併任職員である、とかち広域消防事務組合広尾消防署職員が、去る3月9日午前9時ごろ、

署内の浴室にてシャワーを浴びていた 20 代男性職員に、40 代の男性係長がお湯をかけ、また、20 代の男性係員が冷水をかけ、全治 10 日間のやけどを負わせる不祥事が発生いたしました。

広尾消防署は、直ちに当該関係者から事実関係を聴取するとともに、全署員に対し不祥事の発生事実の報告と再発防止について指示したところであります。お湯をかけた係長と被害者において 3 月 20 日に示談が成立したことを受けまして、広尾消防署は、3 月 25 日付で係長及び係員に対し文書による厳重注意処分とし、また、当日署内にいた 6 名の職員に対して口頭注意処分としたものであります。

町民の生命、身体及び財産を保護する消防署職員がこのような行為をしたことにつきまして、町民の皆様、議員各位に対しまして深くおわびを申し上げ、再発防止並びに信用、信頼の回復に向け、取り組みを指導してまいります。

続きまして、2 点目の平成 31 年度町営牧場の受け入れ中止についてであります。

現在、町内の牧場で牛のヨーネ病が多数発生している状況の中、このほど生産者を代表する広尾農協から町営牧場への入牧を見合わせる申し入れがありました。

これを踏まえて検討した結果、生産者の大事な財産である乳用牛を適正に管理するという町営牧場の運営方針に照らしまして、平成 31 年度の受け入れ中止をしたところでありますので、ご報告を申し上げます。さきの定例会におきまして町営牧場費を含む新年度予算についてお認めをいただき、牧場運営の準備に取り組む段階にありましたが、地域一体となったヨーネ病の正常化への取り組みを優先すべきものと判断したところであります。

なお、牧場の休止中におきましても、採草作業や飼料供給事業の委託を継続し、草地の適正管理を行ってまいりますので、ご理解をお願い申し上げるところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 33 号

1、議長（堀田） 日程第 4、議案第 33 号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の認可についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第 33 号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の認定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の中期計画を策定するに当たり、同法第 83 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本計画は、平成 31 年度から 34 年度までの 4 年間において中期目標を達成するために、地方独立

行政法人広尾町国民健康保険病院が策定した計画であります。本計画に示された事業を確実に実施することにより病院経営を健全化し、本町の中核的医療機関として将来にわたり良質な医療を安定的に提供できる計画となっていると認められることから、認可すべきものと判断したところであります。

なお、詳細につきましては、副町長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、補足説明をいたします。

議案の1ページ目をお願いいたします。

初めに、この計画は自主性・自律性を最大限に発揮し、医療の質のさらなる向上と財政の健全化に取り組むことで、町民の健康の保持増進に寄与すべく、町長から示された中期目標を達成するため、この計画を定めるものであります。

1ページ目の第1の中期計画の期間であります。

平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間であります。

第2の町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置であります。

2ページ目をお願いいたします。

1の町立病院としての役割であります。

（1）の救急体制の充実では、初期救急医療体制を整備すること、また、消防署、医師会及び高度救急医療を提供する病院との連携を強化し、転院搬送体制を整備することとしております。

指標につきましては、時間外受診患者数、緊急入院患者数、救急応需率等でありまして、34年度の目標につきましては、救急対応につきましては目標を定めるものではないため、目標を設定しておりません。

（2）の地域医療の維持であります。

①の入院医療であります。

入院収益の改善を図るため、入院単価及び病床回転率の向上に寄与する鏡視下手術等について実施する体制を早期に整備してまいります。また、下段のほうになりますが、病床の一部を地域包括ケア病床等に転換をすることとしています。

指標につきましては、一般病床、現在48床を34年度に廃止し、地域包括ケア病床、医療療養病床それぞれ30床、18床に転換をしていくものであります。

なお、平成31年度につきましては、4月から9月の6か月間につきましては、引き続き一般病床を維持してまいります。地域包括ケア病床、医療療養病床については、31年の10月からの実施でございます。

②の外来医療であります。

整形外科の外来診療時間を拡充すること、循環器内科などの診療体制及び診療機能の補完を行うことで、プライマリケアの機能を担うこととしています。

3 ページになります。

③のリハビリテーションであります。

包括的なリハビリテーションを提供する体制を整備すること、また、理学療法士などの職員を増員すること、予防リハビリテーションの積極的な実施を掲げております。

④番目の在宅医療であります。

町民が住みなれた地域や自宅で療養できる環境を維持するため、訪問診療を中心とした在宅医療に取り組むこととしています。

指標につきましては記載のとおりでありまして、それぞれ訪問診療につきましては、34 年度目標、年 60 件、訪問リハビリにつきましては 1 日 4 件、通所リハビリにつきましては 1 日 2 件であります。

なお、訪問看護につきましては、現在、民間により実施をされております。体制が整い次第実施する方向で検討をしております。

(3) 番目の医療機関間の連携強化であります。

検査体制、救急受け入れ、災害時の連携、在宅ケア体制等について、他の医療機関との連携体制を整備しております。

また、町内診療所の患者が入院医療を要する状態となった場合には、本院において適切な医療が受けられるよう診療所と連携をしております。

(4) の町内官公庁等への協力であります。

要請に応じまして、産業医、警察医、学校医等の嘱託医の派遣に協力をします。

4 ページをお願いいたします。

(5) 番目、疾病予防、重症化予防の取り組みであります。

早期発見・早期治療、2 次予防、重症化予防を町民に広く啓蒙し、人間ドックや健康診断の受診率向上に努めてまいります。

指標につきましては、人間ドック特定健診について、それぞれ 34 年度目標を掲げております。

(6) 番目、災害対応力の充実強化であります。

事業継続計画（BCP）の策定、行政その他の関係機関との連携の強化、真ん中ほどにあります。災害医療に関する研修や医療救護を想定した訓練等の実施等であります。

指標につきましては、災害訓練実施について 34 年度目標、年 1 回としております。

下の（7）番目、地域包括ケアシステムの推進であります。

医療や介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、5 ページ目になります。医療・介護の連携を強化し、循環型地域医療連携システムを展開しております。

2 番目の医療水準の向上であります。

医師の人材確保につきましては、医師の確保は最大の課題であります。道内の大学のみならず、プライマリケアや僻地における救急医療の教育に力を入れている大学との連携を強化し、医師の確

保に努めてまいります。医師の兼業を制度化し、地域医療と大学や民間病院での高度医療を同時に学ぶことで、キャリアアップを目指す医師をサポートしてまいります。

下のようになります。②の看護師及び医療技術職員の人材確保と人材育成体制であります。

教育実習の受け入れや職場体験を通じて十勝地域の教育機関との連携を強化し、すぐれた看護師、医療技術職員等の確保に努めてまいります。

次のページをお願いいたします。6 ページ目であります。

③番目、事務職員の育成であります。

病院経営機能の強化を図るため、段階的にプロパー職員、法人で独自に雇用する正規職員でありますけれども、採用を進めてまいります。イとしまして、医療事故が発生した場合など、問題解決に導く仲介者などの育成に取り組んでまいります。

指標につきましては、常勤医師数 34 年度目標として 4 人、看護師数が 34 人であります。以下、記載のとおりであります。

(2) 番目の電子カルテシステムの活用であります。

電子カルテシステムの導入により、受け付け・会計待ち時間の短縮、カルテの取り違いや薬の処方ミス等の防止を図ってまいります。また、I C Tを活用した広域医療連携及び医療・介護連携を推進するとともに、遠隔診療について積極的に検討してまいります。

7 ページ目であります。

(3) の計画的な医療機器の整備であります。

中期目標期間中の医療機器等整備計画を策定し、医療機器を計画的に整備してまいります。

真ん中ほど、3 の患者サービスであります。

(1) の患者本位の医療の提供であります。

患者の権利の保証と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努め、患者とその家族が治療に納得し、治療や検査を受けられるようにインフォームド・コンセントを徹底してまいります。また、セカンドオピニオン体制を強化してまいります。

(2) については、診療待ち時間等の改善等であります。

次に、8 ページ目であります。

(3) につきましては、患者・来院者のアメニティ向上であります。

指標としまして、患者満足度調査の実施を 34 年度目標、年 2 回としております。

(4) は、患者の利便性の向上であります。

①は、ボランティアの積極的な受け入れ。

②は、案内板等を充実させること。玄関・受付等での声がけや移動介助、患者の利便性の向上。

③は、クレジットカード等による支払い導入の検討。

④は、送迎バスの運行ルート時間帯の見直し、あるいはデマンドタクシーの導入の可能性についての検討であります。

指標につきましては、ボランティア登録人数、患者送迎バス利用者数の 34 年度目標を掲げております。

(5) 番目の職員の接遇向上であります。

①として、医療はサービス業であるとの意識の浸透。

②としまして、投書箱の設置。

③としまして、接遇研修や接遇のよい病院を見学するなど、病院全体の接遇の向上を図ってまいります。

9 ページをお願いいたします。

4 の医療の質の向上であります。

(1) の医療安全対策の徹底として、ヒヤリハット事例の収集分析を行い、発生原因・再発防止策を検討してまいります。また、研修会・講習会への参加を通じて、医療安全対策に対する知識の向上に努めてまいります。

指標であります。下のほうになります。医療安全院内研修会、外部勉強会への参加について、34 年度目標を掲げております。

(2) のコンプライアンスであります。

①としまして、関係法令の遵守、内部規程の策定、チェック等を通じて、職員の行動規範と医療倫理を確立してまいります。

10 ページ目をお願いいたします。

上段②の個人情報保護、情報公開に関しましては、広尾町の条例等を尊重し、町の機関の条例に準じて適切に対応することとしています。

③のインフォームド・コンセントの充実については、医療情報の適切な情報開示を実施し、患者及びその家族の信頼向上に努めてまいります。

5 の町の医療施策推進における役割の発揮であります。

(1) の町の保健・福祉行政との連携。

町の機関と連携・協力して各種健康診断を実施し、生活習慣改善など疾病予防や介護予防の推進を図ってまいります。

(2) の町民への保健医療情報の提供、発信であります。

町民の理解を深めるため、町民対象の公開講座の開催、ホームページ等を通じて保健医療情報の発信及び普及啓発を積極的に行ってまいります。

指標としまして、ホームページの開設、町民公開講座の開催回数を 34 年度目標として掲げております。

第3の業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置であります。

1 の地方独立行政法人としての運営管理体制の確立であります。

自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うこと。理事会を定期的を開催すること。また、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて運営管理体制を構築してまいります。

11 ページ目であります。

2 の効率的かつ効果的な業務運営であります。

(1) の適切かつ弾力的な人員配置であります。

法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員の配置を適切に行ってまいります。

(2) につきましては、職員の職務能力の向上についてであります。

指標としまして、プロパー職員数を 34 年度目標 2 人としています。

(3) につきましては、人事評価システムの構築について。

(4) は、勤務成績を考慮した給与制度の導入について記載をしております。

12 ページをお願いいたします。

(4) の勤務成績を考慮した給与制度の導入につきましては、職務職階制の導入、職員の勤務成績が適切に反映できる給与体制の運用について記載をしております。

(5) 番目、働きやすい職場環境の整備であります。

①として、働きやすく、また、働きがいのある就労環境の整備。

②としまして、時間外勤務の削減を目指すこと、看護記録の電子化の推進、業務効率化について。

③については、職員の悩みなどの相談体制の整備について記載をしております。

(6) 番目は、予算執行の弾力化等についてであります。

中期計画の枠内で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用してまいります。また、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用して、費用の節減を図ってまいります。

第 4 の財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置であります。

1 の持続可能な経営基盤の確立であります。

経営感覚に富む人材育成の強化、PDCA サイクルによる目標管理等、経営改善に向けた取り組みを実施し、収益の確保と費用の削減を図ってまいります。

指標につきましては、経常収支比率。13 ページになります。医業収支比率、職員給与比率について、34 年度目標を掲げております。

13 ページの 2、収入の確保であります。

①では、患者ニーズに沿った医療サービスの提供、病床の稼働率の向上を図り、収入を確保してまいります。

②では、訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで、利用者の増加に努めてまいります。

③では、診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対応するとともに、請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策あるいは早期回収、収入確保に努めてまいります。

指標につきましては、入院患者数であります。現在の入院患者数の部分につきましては、29 年度実績でお示しをしております。34 年度目標として 1 日 41 人であります。病床利用率につきましては 85%、平均入院単価につきましては 2 万 5,557 円、外来患者数につきましては 1 日 171 人、平均外来単価につきましては 5,713 円であります。

ちなみに、この指標の部分につきまして、平成 31 年度、32 年度、33 年度の部分についてお知らせをしておきます。入院患者数であります。平成 31 年が 35.7 人、32 年が 36 人、33 年が 38 人を目

標としています。また、病床利用率につきましては、31 年が 74%、32 年が 75%、33 年が 79%であります。また、平均入院単価につきましては、31 年が 2 万 94 円、32 年が 2 万 4,518 円、33 年が 2 万 4,980 円。外来患者数につきましては、31 年が 153 人、32 年が 159 人、33 年が 165 人です。平均外来単価につきましては、34 年度目標と同一の内容であります。

次に、3 の費用の削減であります。

①として、後発医薬品の採用。

②としまして、医薬品、診療材料在庫等の管理を徹底してまいること、納入価格の交渉により費用の削減を図ってまいります。

③として、業務委託の可否などを検討し、委託金額の抑制に努めてまいります。

14 ページをお願いいたします。

上段、指標につきましては、委託費比率、材料費比率、後発医薬品採用率について記載をしております。

第 5 のその他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置であります。

町からの財政支援についてであります。

不採算医療など政策的に必要な部門の経費については、町の財政支援を有効に活用し、その他の部門は法人の経営原則である独立採算を確立すること。

2 について、医療機器の整備であります。

町と協議し、費用対効果、医療需要、医療技術の進展などを総合的に判断して適切に実施します。

第 6 の予算、収支計画及び資金計画についてであります。

1 の予算、2 の収支計画、3 の資金計画については別紙で示しておりますので、後ほど説明をいたします。

4 の移行前の退職給付引当金に関する事項であります。

必要額 1 億 1,100 万円について、中期目標期間内に全額を計上しております。

15 ページをお願いいたします。

第 7 の短期借入金の限度額であります。

限度額は 1 億円であります。

2 の想定される短期借入金の発生理由につきましては、(1)、(2) の記載のとおりであります。

第 8、第 9 については、記載がありません。

第 10、剰余金の使途であります。

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の建てかえ・整備または医療機器の購入等に充てることとしています。

第 11 については、料金に関する事項でありまして、1 の使用料につきまして、(1) の費用の額については、診療報酬の算定方法、厚生労働省の告示により算定した額といたします。

(2) については、いわゆる自賠責保険の関係ですが、算定された費用の額の点数により算定した額に 15 を乗じて得た額とするとしております。

16 ページをお願いいたします。

2については文書料、3については労災保険適用の場合の使用料または文書料について、4については徴収猶予等についての記載でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

第12の業務運営に関する事項であります。

1の施設及び設備に関する計画であります。

施設及び設備の内容について、病院施設・設備の整備について予定額として2,000万円を予定しております。

17ページ、医療機器等の整備・更新については、1億7,700万円を予定しております。

2、人事に関する計画については、記載のとおりでございます。

3、中期目標の期間を超える債務負担であります。

項目として移行前の地方債償還債務、長期借入金償還債務につきましては、中期目標期間中の償還額については、それぞれ1億2,800万円と1,500万円でございます。次期以降の償還額、総債務償還については、記載のとおりであります。

4についての積立金処分に関する計画については、記載がございません。

続いて、18ページをお願いいたします。

別表1の予算についてであります。

この予算につきましては、中期計画期間中における資金ベースの収入と支出を示したものであります。いわゆる役場で言うところの予算と若干違ひまして、非現金の収入と支出は含んでおりません。非現金の収入と支出は何かと申しますと、19ページの別表2になるのですが、収益の部にあります営業外収益、一番下に資産見返補助金戻入とあります。この6,973万7,000円、それと費用の部の営業費用の減価償却費にあります7,063万3,000円、この部分が現金を伴わない収入と支出に当たりますので、この関係については予算の中には含まれていないということになります。

また、別表2の部分につきましては、今申し上げましたように、この資産見返補助金戻入あるいは減価償却費を含む中期計画期間中における損益状況の見通しについて示したものであります。一般的には損益計算書と言われるものに相当するものであります。

20ページ、別表3につきましては、資金計画でありまして、字のごとくキャッシュフローでありまして、中期計画期間中における資金の流れについてそれぞれ各区分ごとに示したものであります。結果的には、別表1と同じものでありますけれども、一番下に次期繰越金という繰越金も含めた資金の流れを示しているものであります。非現金の収入支出は含まないものであります。

18ページに戻っていただきまして、別表1であります。

この表の主に31年度の欄で簡単に説明をさせていただきます。

まず、医業収益につきましては4億8,093万3,000円の記載でありますけれども、内訳といたしまして入院収益が2億6,255万2,000円、外来収益が2億1,838万1,000円であります。この数字につきましては、先ほど13ページでお示しをしました入院患者数、病床利用数あるいは平均入院単価、外来患者数、平均外来単価、こういったものを掛け合わせて算出した数字でございます。医業収益については以上であります。

その下の運営費負担金収益であります。6,773万3,000円ですが、これらにつきましては

救急医療確保の対策経費などを見込んでおります。

また、営業外収益の運営費負担金収益であります。2億4,172万円ですが、不採算病院の運営に関する経費、医師確保対策経費、研究研修費あるいは職員の共済の追加費用、特別養護老人ホームに派遣される職員の人件費等々がこれに含まれております。

その下の運営費交付金であります。3,436万7,000円ですが、これにつきましては退職手当の引当金が主なものであります。

その下、資本収入であります。

長期借入金2,970万円、その他資本収入1,405万円につきましては、医療機器等の購入の財源であります。

また、その下にあります運営費負担金の5,509万4,000円につきましては、企業債の元利償還金の額でございます。

次に、支出でありますけれども、医業費用の給与費であります。これらにつきましては、医師、看護師、医療技術者、臨時看護師、臨時看護助手、パート職員等々の給与、手当、共済費等を含みまして3億9,964万3,000円を計上しております。

その下にあります一般管理費であります。一般管理費の中にある給与費につきましては、町から派遣しております事務職員5名分、それから特別養護老人ホームに派遣される看護師等の人件費でございます。

その下、投資支出の建設改良費につきましては、医療機器等の購入の経費であります。

内容につきましては以上でありまして、別表2、別表3についても同様の内容となっております。

以上で、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 議案書の6ページの関係でありますけれども、中段にそれぞれ常勤医師数、看護師数等々ございますけれども、まず、この中で、以前も特別委員会でも指摘しましたけれども、常勤医師数、29年度実績は4人、34年度目標も4人ということでありまして、もともとこの独法に移行する際に、2名の医師の退職があったということで、やはり大手病院と連携をして医師の確保に努めるということで、当然この常勤医師4名体制で維持をするということで、議会あるいは住民に対しても説明をされていたわけですが、とりあえずスタート時点では常勤医師3名ということなのではございますけれども、その後こういった形で4名体制にされるのか、その点について進展があればご説明いただきたいと思います。

それから、看護師数の29年度実績が35人に対して目標値が34人ということでありまして、これについても、例えば先ほど説明があった入院患者数の増加ですとか、あるいは外来患者数の増加、これは入院患者であれば29年度実績が31.1に対して目標値が41人、病床利用率も65から85%、

外来患者数も 127.4 人から 171 人等々、それぞれ入院も外来も患者数がふえてきている。加えて訪問診療ですとか人間ドック、こういったものもふえているわけですが、これだけ病院の利用者数が増加する中で、29 年度から比べて 1 名減というのは、いわゆる目標値としては少ないのかなと。35 年度ベースでいくと 35 年度の病床利用率あるいは入院外来患者数から勘案すると、29 年度から比べると相当の増加ということが想定されるのですけれども、その点について詳しくご説明いただきたいと思います。

あと、2 月 14 日の特別委員会において 31 年 4 月 1 日のそれぞれ職員の見込み数、これについてご説明を受けたわけですが、実際この今日のスタート時点で職員構成、当初示した見込み数と差異があれば、その差異のあった分についてご説明いただきたいと思います。

それと、戻って 5 ページなのですが、2 の（１）、医療職の人材確保と人材育成の中で、①のイなのですが、非公務員型地方独立行政法人のメリットである医師の兼業を制度化することの記載がございます。いわゆるスタート時点で医師の常勤医が従来の 4 人から 3 人に減員になっているということでありまして、例えばそういった中で兼業となると、当然広尾町の病院を離れた別な部門での稼働となるかと思うのですが、限られた体制の中において兼業を制度化するとなれば、さらに本町の病院における勤務実態が不足する事態が生じないのかということも含めて、この兼業の制度化について、具体的にご説明をいただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 1 点目の常勤医師の関係であります。29 年度実績、34 年度目標について 4 人ということでありまして、これは以前に特別委員会の中でもお話がありました。現状スタート時点では 3 人の常勤医師でということでありまして、その後、進展等があるかということでございますけれども、委員会の中でもお話をさせていただきましたけれども、引き続き連携病院のほうと協議を重ねておりまして、できるだけ早い時期にこの目標に達成するように、今、検討を進めているところであります。

それから、2 点目の看護師の関係であります。29 年度実績より 1 人減るということの内容で、今後いろんな外来診療体制の充実ですとか、そういったことを図っていく中で減るというのはおかしいのではないかとということのご質問だというふうに思いますけれども、これも看護師数だけを見ればこういう形になるのですけれども、ほかにも、ここにも記載をしておりますけれども、例えば医療事務の作業補助者でありますとか、そういった別な職種の部分で、例えば今まで看護師さんが行っていた業務等についても、できるだけ看護師でなくてもできる業務については、そういった医療を補助する方々に担っていただく。本来の看護師がやるべき仕事をやってもらうということで、看護師さんを減らすということでの記載でありますけれども、総体的にはそういった別な業務にシフトを変えていくということで、本来業務に専念をしていくということの内容でご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、31年4月1日現在の職員数でありますけれども、スタート時の職員数をお知らせいたします。常勤医師については、今言いましたように3人であります。看護師については31人です。認定看護師についてはゼロ。リハビリセラピスト、リハビリの関係ですけれども4人。それから、医療事務作業補助者については2人。それから、医療メディエーター、医療安全管理者についてはゼロであります。

それから、4点目の医師の兼業の部分でありますけれども、これはメリットということで記載しておりますけれども、今まで公務員のお医者さんであれば、ほかの病院に行って診療を行うとか、あるいは要するにアルバイト的なことはできなかったわけでありまして、独立行政法人になるということで医師が兼業することが可能になるということで、医師の働く時間についても病院の中で時間が決められておりまして、それ以外の部分については兼業が可能というふうになっております。そういった中でキャリアアップですとか、そういった別な時間に使っていただくということで、医師のそういった仕事上のキャリアアップも図れるのではないかとということで、医師の兼業については制度化をするということで聞いております。

以上であります。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 医師についてはできるだけ早くということで、前回の特別委員会でもそのように話されましたけれども、これについては住民の方も非常に興味を持っている部分でありますから、早急に具現化することが必要であるというふうに思いますけれども。

それと、先ほど看護師31名ということでしたけれども、前回、正職員17人、臨時職員12人、町から派遣1人ということで、31人の例えば正職員ですとか、そういった部分について、どのような内容になっているのか。この議案書に出ている数字の34人というのは、これはあくまでも正職員という位置づけだと思うのですが、その点についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

それと、看護師の今までやっていた業務を他の部署で行うことについては、なるべくそういった形でやりたいということなのではございますけれども、従前もずっと現場の事務長さんが、それぞれ看護師の確保に向けて非常に東奔西走されてきたという事実がありますけれども、そういった中で、特に30年度も退職者が生じたということで、大変現場ではご苦労されていると思うのですが、今言った部分が可能であれば、従前からそういった対応というのはできたと思うのです。そういった部分では、31年度から制度が変わったわけではないと思うのですが、その点についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 1点目の医師の確保については、引き続き連携病院のほうと協議を進めて、早急に確保する体制をとっていきたいというふうに思っています。

看護師の31人の内訳でありますけれども、正職員が18人。臨時職員が12人、町から派遣が1人です。それで31人です。

あと、看護師の人数が減る部分に関して、本来業務ということでなのですけれども、おっしゃられるとおりでありますけれども、今後、適正な看護師数を確保しながら病院運営を進めていくことになるというふうにも考えております。

以上です。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） あと、先ほどの医師の兼業についてなのですけれども、広尾の病院としては定められた勤務時間以外の勤務というふうに受けとめたのですけれども、今、盛んに医師の働き方改革ということで、医師の時間外勤務の部分については、特例的に他の厚労省の告示基準からも大幅に増加されているようでありますけれども、そのことによって例えば本町の国保病院の勤務に支障が生ずることはないのかどうか、制度化ということですから、当然、約款ですとか規則ですとかいう形で設けるかと思うのですけれども、その点についてもう一度ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 医師の兼業の部分につきましては、細かい部分では町の例えば養護老人ホーム、特別養護老人ホームあるいは警察医ですとか学校医ですとか、そういったことも含めての兼業でありまして、それ以外の部分もあるわけでありまして、今、前崎議員おっしゃられたように、本来業務が病院の業務でありますので、支障のないような形での兼業化について指導してまいりたいというふう思います。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 収支計画の関係でお尋ねをしたいのですけれども、中期計画、これはこれまでも5年ごとに見直されてきておりますが、計画どおりにっていないという実態にあると思います。

それで、議案の18ページの予算の関係ですけれども、医業収益では1億4,600万円、30%増と見込んでおりますけれども、これまでの実態からいって、なかなか厳しい計画だとは思っているのですけれども、計画どおりに収支バランスがとれなくなった場合どうするのか、そのことについて説明をお願いします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 医業収益の伸びの部分のご質問であります。計画どおりにいかなかった場合のということでもありますけれども、これはあくまでも、特別委員会の中でもお話をしておりますけれども、独立行政法人という形ではありますが、町がそれぞれ運営負担をしていかなければならないという、法律上そういった決めがございます。先ほども申し上げましたけれども、独立採算制をとっていただくということは、これは原則でありまして当然でありますけれども、その上で独立行政法人というのは利潤を追求する、そういう法人ではありませんので、公共性を持った法人でありますので、その上で努力をしていただいた上で計画どおりにいかなくなることも考えられます。その場合については、町のほうできちっと精査をさせていただいた上で補填をしていくと、運営負担をしていくという考えが、これは独立行政法人の中で定められているものでございます。

よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第 33 号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院中期計画の認可についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、国保病院のあり方に関する調査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 02 分 再開

再開します。

◎日程追加の議決

1、委員（堀田） お諮りします。国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告を日程に追加し、追加議事日程として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告を日程に追加し、追加議事日程とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

再開します。

◎追加議事日程第1 国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告

1、議長（堀田） 追加議事日程第1、国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告を行います。

本報告書は、お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

国保病院のあり方に関する調査特別委員会委員長、浜頭勝議員、登壇の上、報告願います。

1、国保病院のあり方に関する調査特別委員会委員長（浜頭） 国保病院のあり方に関する調査特別委員会報告書。

平成30年1月23日開催の第1回臨時会で設置され、本委員会に付託された調査事件について、調査を終了したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、委員会の開催状況。

（1）、開催日及び議件。

平成30年についてであります。

第1回、平成30年1月23日火曜日。1、委員長の選挙について。2、副委員長の選挙について。

第2回、平成30年3月6日火曜日。1、国保病院のあり方に関する調査について。①、外部委員による「国保病院あり方検討委員会」からの答申内容について。②、今後の当面のスケジュールについて。

第3回、平成30年4月16日月曜日。1、国保病院のあり方に関する調査について。①、国保病院院内あり方検討会議による「国保病院の経営形態検討報告書」の検討結果について。②……

1、議長（堀田） 委員長、開催日と議件につきましては、皆さん出席していますので、記載のと通りの報告でよろしいのではないのでしょうか。

1、12番（浜頭） ということで提案がありましたが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

お願いします。

ということで戻ります。

(1)、開催日及び議件であります、記載のとおりでありますので省略させていただきます。

(2) の開催場所、これも記載のとおりでありますので省略させていただきます。

2、調査事件。

(1)、国保病院の現状及び今後に関する調査。

3、調査の背景。

昭和 35 年に開設された広尾町国民健康保険病院は、地域に必要な医療の提供と、本町において唯一入院病床を有する医療施設として、安心な暮らしを支える重要な役割を担ってきた。

日本国内では、少子高齢化や地域人口の減少が進む中、地方の自治体病院を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増しており、本町においても中期経営計画並びに病院事業改革プランを策定し、健全な病院経営と地域医療推進に取り組んできたが、国保病院の経営状況の悪化や医師不足に伴う診療体制の縮小など、病院経営の継続や医療体制の維持が深刻な状況となり、抜本的な見直しが必要なことから、国の新公立病院改革ガイドラインに示された経営形態の見直しが検討されることとなった。

本委員会では、国保病院が町民の健康な暮らしを支えるために不可欠な医療施設として、将来にわたり質の高い医療の提供を継続するためのあり方について調査を行った。

4、調査の内容。

(1)、広尾町国民健康保険病院あり方検討委員会の答申書について。

国保病院が取り組むべき医療と今後の病院経営のあり方について検討するため、外部有識者による検討委員会が設置された。町長からの諮問に対する答申書の中で、国保病院の地方独立行政法人への移行を検討することについて提言がなされた。

(2)、広尾町国保病院庁内あり方検討会議が取りまとめた経営形態検討報告書について。

国保病院が取り組むべき地域医療と経営形態を含む今後のあり方を検討するため、副町長、教育長ほか町職員による検討会議が設置された。

外部有識者による検討委員会の提言をもとに、庁内あり方検討会議の設置要領に定める検討事項について検討を行い、同会議が取りまとめ、町長に具申した経営形態検討報告書において、国保病院が将来にわたり良質で安全な医療を今後も継続発展させるため、独立行政法人へ経営形態を移行させるのが最適との報告がなされた。

委員会では、「独立行政法人への移行時期」「独立行政法人化の方針決定の過程」「独立行政法人化による経営状況改善」「職員の待遇」「看護基準と看護師の人数」「独立行政法人化のスケジュール」などについて調査を行った。

(3)、独立行政法人化に係る定款について。

国保病院の独立行政法人化に伴い独立行政法人法の規定により、議会の議決を経て定款を定め、知事の認可を受けなければならないとされている。

定款は、「法人の目的」「名称」「設立団体」「事務所の所在地」「役員」「理事会」「資本金」など法人の運営に関する事項について定める。

委員会では、「適正な役員の人数」「予算を含めた議会の関与」「監事の登用に当たっての考え方」などについて調査を行った。

(4)、独立行政法人化に係る中期目標について。

中期目標は、町長が議会の議決を経て定め、独立行政法人に対して指示するもので、国保病院の独立行政法人化に当たっては、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間の期間中に法人が達成すべき業務運営に関する目標を定める。

中期目標には、「中期目標の期間」「町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」「業務運営の改善及び効率化に関する事項」「財務内容の改善に関する事項」「その他業務運営に関する重要事項」について定める。

委員会では、中期目標に定める各項目の内容について調査を行った。

(5)、中期計画について。

中期計画は、中期目標を達成するために、中期目標に定めた各項目に対応する計画を独立行政法人が作成し、町長の認可を受けるもので、認可に際し議会の議決を経る必要があり、独立行政法人の成立後に議会で議決を経ることとなる。

計画の期間は、中期目標と同じく平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間となる。

委員会では、中期目標に定める各項目の内容について調査を行った。

以上、報告書といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

お諮りします。国保病院のあり方に関する調査は以上で終了したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本調査は終了することに決しました。

これをもって国保病院のあり方に関する調査を終了します。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて平成31年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時14分